

平成25年度子ども施策に関する意見書

石川県子ども政策審議会

県では、これまで「いしかわ子ども総合条例」及び「いしかわエンゼルプラン」を拠り所に、プレミアム・パスポート事業やマイ保育園登録事業、一般事業主行動計画の策定義務対象企業の拡大によるワークライフバランスの推進など、先駆的な取組みを実施し、社会全体で子どもと子育てを支援する気運の醸成や仕組みの構築に取り組んできており、引き続き、「いしかわエンゼルプラン2010」に定めた目標に向かって、積極的に事業の推進を図ってほしい。

この意見書が本県の今後子ども・子育て施策に反映され、さらなる施策の推進につながることを期待する。

1 子どもの健やかな育ちの支援

「いしかわエンゼルプラン2010」では、「いしかわ子ども総合条例」が掲げる、次代を担う子どもが多くの人との関わりの中で、健全な心身を形成し、自立した大人に成長していく社会の実現を目指しており、子育て支援策の実施にあたっては、親への支援という視点のみならず、常に当事者である「子どもの育ちの支援」という視点が重要である。とりわけ、大人に比べ社会的に弱い立場にある子どもにとって、最善の利益となるよう、すべての子どもが健やかな成長ができる社会の在り方が望まれる。

また、乳幼児期における情緒の安定や他者との関わりは、自立した大人に成長するためにも重要であり、発達段階に応じた対応がなされるよう、努めるべきである。

2 子ども・子育て支援新制度への対応

平成27年度から導入される子ども・子育て支援新制度では、質の高い幼児期の教育と保育の総合的な提供とともに、地域の実情に応じた多様な子ども・子育て支援策の充実が図られることになっている。

子ども・子育て支援新制度の推進においては、地域の実情も踏まえ、子どもの育ちや子育て支援の量的拡充及び質的向上が図られるよう、適切な対応をすべきである。

また、新制度の推進にあたっては、子ども・子育て支援施策に子どもの保護者など子育て当事者の意見を反映することが重要であることから、県民に対する新制度についての的確な情報提供に努めるべきである。

3 地域の子育て支援の充実・強化

(1) 本県は、保育所の普及率が全国トップクラスであり、大都市部のような待機児童問題もなく、保育サービスは量的に概ね充足している。一方で、多様化する保育ニーズに的確に対応するため、提供体制の充実が求められていることから、県において、保育サービスの一層の質の向上に対し支援していくべきである。

また、子ども・子育て支援新制度において、国は認定こども園の普及を進めることとしているが、関係施設が認定こども園への移行も含め、適切な判断・対応ができるよう、県は市町と連携して適宜的確な情報を提供できる環境整備に努めるべきである。

加えて、小規模保育事業も市町認可事業として導入されることとなっており、人口減少地域における保育の場として期待される場所であるが、小規模保育であっても保育の質が十分に確保されるよう、市町と連携していくべきである。

(2) 核家族化や地域社会のつながりの希薄化が進む中で、子育て家庭を地域ぐるみで支援する環境づくりが重要である。

こうした中、保育所には、在園児やその保護者に対する支援だけでなく、在宅の子育て家庭に対する支援も含め、地域の身近な子育て支援の拠点として重要な役割を担うことが求められている。県では、在宅の子育て家庭に対する支援として、「マイ保育園登録事業」や子育て支援コーディネーターによる「子育て支援プランの作成」などに取り組んでいるが、今後とも、保育所を拠点とし、「乳児家庭全戸訪問事業」など地域の様々な社会資源を活用・連携することにより、子育て支援の取組みをさらに推進していくべきである。

また、新制度において新たに実施される「利用者支援事業」においては、子どもや保護者の身近な場所等で、子どもや保護者の相談に応じた必要な情報の提供や助言等を行うこととされているが、本県の子育て支援コーディネーターのこれまでの取組みが活用できるよう適切に対応すべきである。

(3) 県では、働きながら子育てをする家庭が子どもの急な病気やけがなどの際に、安心して子どもを預けることができるよう、保育所やファミリー・サポート・センターなどでの病児・病後児保育の受入体制づくりを進めている。また、子どもの放課後の遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブについては、運営時間の延長や指導員の質の向上に取り組んでいるところであるが、新制度においては運営基準が条例化され、質の確保が求められることから、安心・安全な運営が行われるとともに、子どもの心が豊かに育まれる場となるよう市町と連携し、引き続き、就労と子育てが両立できる環境づくりを推進していくべき

である。

4 ワークライフバランスの普及・定着

- (1) 子育て期において、親子がともに過ごす時間は、家庭の絆を深めるとともに、子どもの成長にも大切な時間であり、ワークライフバランスの推進により、長時間労働や仕事優先となっている従来の働き方の見直しが求められる。
- (2) ワークライフバランスの実現には、仕事と生活が両立しやすい職場の雰囲気づくりが肝要であり、雇用する側、働く側双方の意識改革が不可欠である。
- (3) このため、県は、各企業におけるワークライフバランスの取り組みの拠り所である一般事業主行動計画の策定を、今年度より独自に50人以上の企業に義務付け、雇用環境の整備等を企業に働きかけているが、これらの企業が計画を策定するだけでなく、計画を着実に実行するよう支援を行うとともに、県民のワークライフバランスに対する理解の促進に積極的に取り組むべきである。

5 次代の親の育成

次代の親となる青少年が、子どもを生み育てることの意義等について理解を深めることが重要であり、乳幼児との触れ合いや、育児体験の機会の充実を図るべきである。

6 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

子どもの生きる力を育むため、青少年が将来の自立した生活に必要な幅広い知識と教養を身に付け、体力の向上を図り、及び健康な心身を形成することができるよう、教育環境の整備に努めるべきである。

7 食育の推進

未来を担う子どもたちが、生涯にわたり健全な心身と豊かな人間性を育てていくために、あらゆる機会を通じて子どもたちの食育に取り組むことが重要であり、食育に対する県民の理解を深め、健全な食生活の実践につながるよう、さらなる取組みを進めるべきである。

8 社会的養護体制の拡充

- (1) 虐待を受けた児童等の社会的養護については、家庭的な生活環境のもと、愛され、大切にされているという実感の持てる緊密な人間関係が重要であることは言うまでもない。
- (2) 家庭的養護を推進するため、里親制度のより一層の普及啓発や里親等に対する研修の充実などに努めるとともに、児童養護施設等については、ケア単位の小規模化などに取り組み、様々な子どもに向けた養育の質の向上に努めていく必要がある。

9 未婚化・晩婚化対策

結婚を希望しているが、異性に巡り会う機会がないという若者も多いことから、出会いの機会の創出について、企業や地域と連携しながら、取組みを進めるべきである。